

第3章の2

災害応急対策計画（震災対策編）

第1節 基本方針

この計画は、地震・津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1 方針

この計画は、県内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 県の配備動員体制

(1) 配備体制

ア 体制の概要

県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき d 長周期地震動階級3を観測したとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき (注) b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき e 長周期地震動階級3を観測したとき f 長周期地震動階級4を観測したとき 【津波】 g 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき h 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき (注) b、c、d及びeは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

(注) 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

イ 非常体制

(ア) 災害対策本部の設置

- a 災害対策本部の設置、組織、運営、分掌事務等については、この計画に定めるもののほかは、「広島県災害対策本部条例」及び「広島県災害対策運営要領」に定めるところによる。

なお、災害対策本部の組織は、組織図のとおりである。

- b 災害対策本部の本部長（知事）に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長（副知事）が指揮をとるものとする。
- c 災害対策本部（危機管理センター）の設置場所は、広島県庁舎北館とし、代替施設は広島県庁舎東館又は広島県防災拠点施設（三原市本郷町）とする。但し、被災の状況によって、その他の施設に設置することもある。

(イ) 現地災害対策本部の設置

- a 災害の種類、規模その他の状況により、特に被災現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
- b 現地本部の業務等については、「広島県現地災害対策本部運営要領」に定める。

(ウ) 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、市町の災害対策本部及び国の「非常災害現地対策本部」又は「緊急災害現地対策本部」等が設置された場合は、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図るものとする。

(2) 動員体制

ア 注意体制、警戒体制及び非常体制における災害対策要員は、別に定める広島県災害対策運営要領に基づき、それぞれの配備体制により動員する。動員にあたっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

イ 大規模な災害が発生し、要員が不足する場合は、人事課（災害対策本部を設置した場合は動員班）が要員の動員及び調整を行う。また、職員の健康管理の観点から、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

(3) 職員全員の参集

ア 参集基準

勤務時間外に、次のいずれかに該当する場合、職員は、安全を確認した上で速やかに参集し、配備に就くものとする。

- ① 県内で震度5強以上を観測したとき
- ② 気象庁が、「広島県」に「津波警報」又は「大津波警報」を発表したとき

なお、必要に応じて、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。

イ 参集場所及び担当業務

参集場所及び担当業務は、原則として次のとおりとする。

参集職員	参集場所	担当業務
危機管理センター配備要員	災害対策本部（危機管理センター）の設置場所	『「地域防災計画に基づく応急対応業務・災害復旧業務」及び、対応が遅れると県民の生命・身体・財産に重大な損失・影響を与える「最低限継続すべき通常業務」』（以下、「非常時優先業務」という）
地方機関の初動要員	災害対策支部の設置場所	
その他の職員	当該職員の勤務場所	

※ 地震等により庁舎が被災し、参集した職員が担当業務につくことができない場合は、本庁においては県庁本館正面玄関前外来駐車場に集合し、地方機関においては機関ごとに定める場所に集合する。

ウ 参集場所に参集困難な場合

勤務場所に参集困難な場合は、臨時の参集先に参集し、非常時優先業務に従事する。臨時の参集先にも参集できない場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部・支部に連絡する。

参集職員	参集困難な場合の判断基準		臨時の参集先
危機管理センター 配備要員及び地方 機関の初動要員	参集途中で 被災する おそれ	参集途上に大火災が発生し ていたり、参集途中で津波に 遭遇するおそれがある場合	第1順位 所属する局の本庁 (防災主管課等) 第2順位 所属する局の地方機関 第3順位 所属する局以外の地方機関 で参集可能な地方機関
その他の職員※	交通機関の 停止による 交通途絶	地震発生後の施設点検や、津 波到達の予測により、交通機 関が停止した場合	
	参集途中で 被災する おそれ	大火災を回避できない場合 や、参集途中で津波に遭遇す るおそれがある場合	
	参集場所の 使用不能	庁舎が津波被害を受け、使用 できないと予測される場合	

※ その他の職員のうち、広島市中区、南区、東区、西区に居住し、広島市内に勤務場所がない職員は、所属する局の本庁（防災主管課等）へ参集する。

3 県警察の配備動員体制

(1) 配備体制

区 分	発令の時期	配備体制
災害警備 情報連絡室	県内に震度4の地震が発生したとき、又は県内に津波注意報が発表されたとき。	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により災害警備対策室又は災害警備対策本部に迅速に移行できる体制とする。
災害警備 対策室	県内に震度5弱の地震が発生したとき、又は県内に津波警報が発表されたとき。	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害警備対策本部に切り替える体制とする。
災害警備 対策本部	県内に震度5強以上の地震が発生したとき、又は県内に大津波警報が発表されたとき。	一切の災害警備活動の実施

(2) 動員体制

警察職員は、前記(1)の基準に該当する地震が発生し又は津波警報等が発表された場合は、警察本部長が定めるところにより参集し、災害警備活動に従事する。

(3) 災害警備対策本部等の設置

県警察は、警備体制の区分に応じ、警察本部及び警察署に、準備体制においては「災害警備情報連絡室」を、警戒体制においては「災害警備対策室」を、非常体制においては「災害警備対策本部」を設置して、体制を確立する。

(4) 警備部隊の編成及び部隊運用

地震・津波による被害が発生した場合は、警察本部長の定めるところにより、警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

災害の規模によっては、他の都道府県公安委員会に援助の要求をし、警備体制の強化を図る。

4 市町の配備動員体制

県内に地震・津波による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、市町は災害対策本部を設置し、職員を動員して対処するものとし、次により組織の整備を図る。

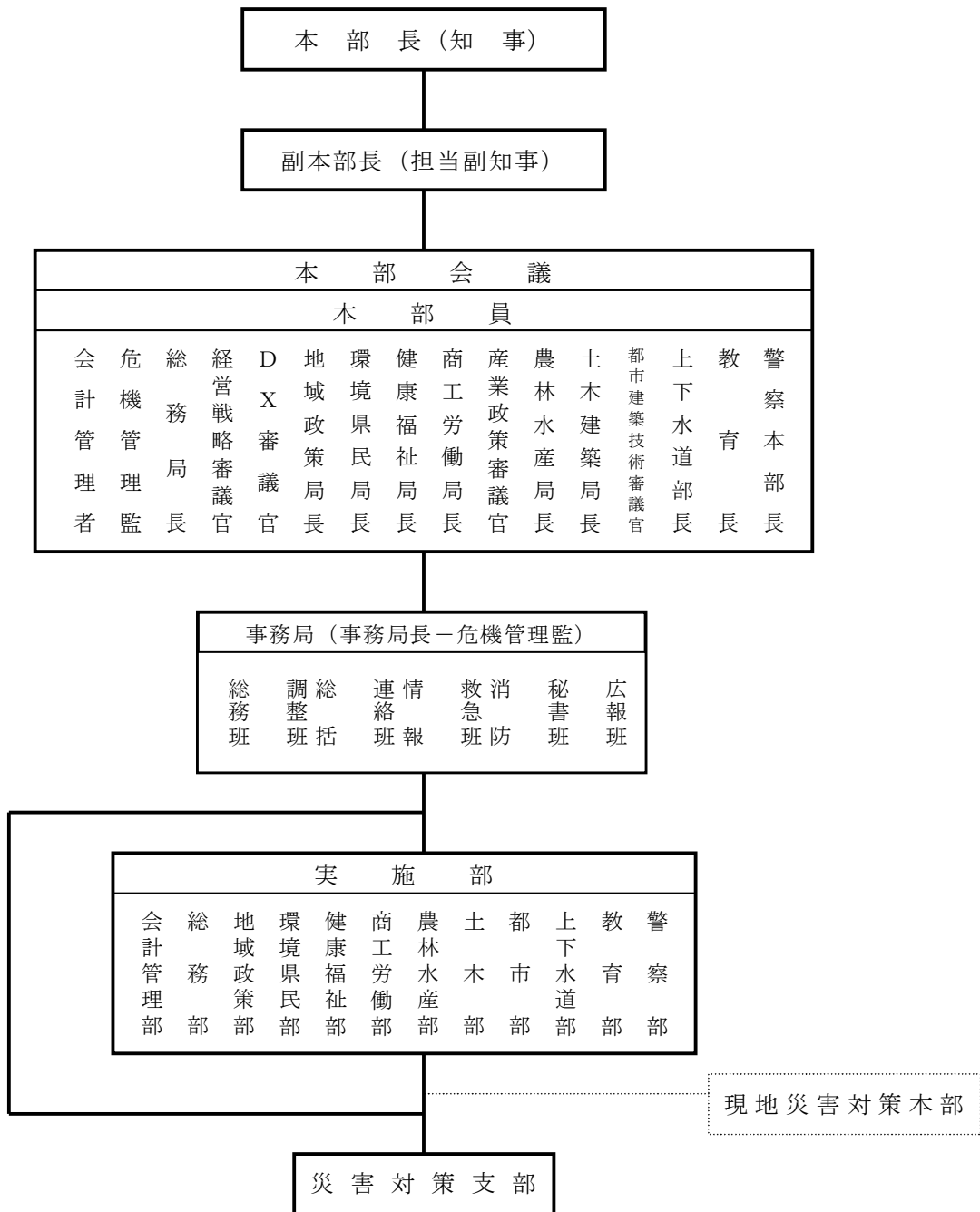
- (1) 市町の災害対策本部の設置及び運営については、それぞれの市町の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、地震・津波災害の特性を考慮して市町地域防災計画（震災対策編）等によるものとする。
- (2) 市町は、災害対策本部の代替施設の確保に努めるものとする。
- (3) 勤務時間外に地震・津波が発生し、交通機関の途絶等によって、災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。
また、職員の参集基準を明確化しておくものとする。

5 指定地方行政機関等の配備動員体制

県内に地震・津波による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの機関等が定めるところにより、災害対策本部等を設置し、職員の配備動員を行い、被害状況の把握を行うとともに、災害応急対策を実施する。



広島県災害対策本部



第2項 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、県内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 県内の地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動及び津波の観測施設

県内には、地震観測装置が庄原市西城町熊野、広島府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市音戸中学校の4箇所に設置され、このうち広島府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、広島三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港の8箇所に整備され、震度の観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を検知）を設置している。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された以下の20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。

（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市二河町、竹原市中央）

(2) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報等

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

b 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。

津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。
---	--

(3) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

(イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 地震・津波に関する情報の種類及び内容

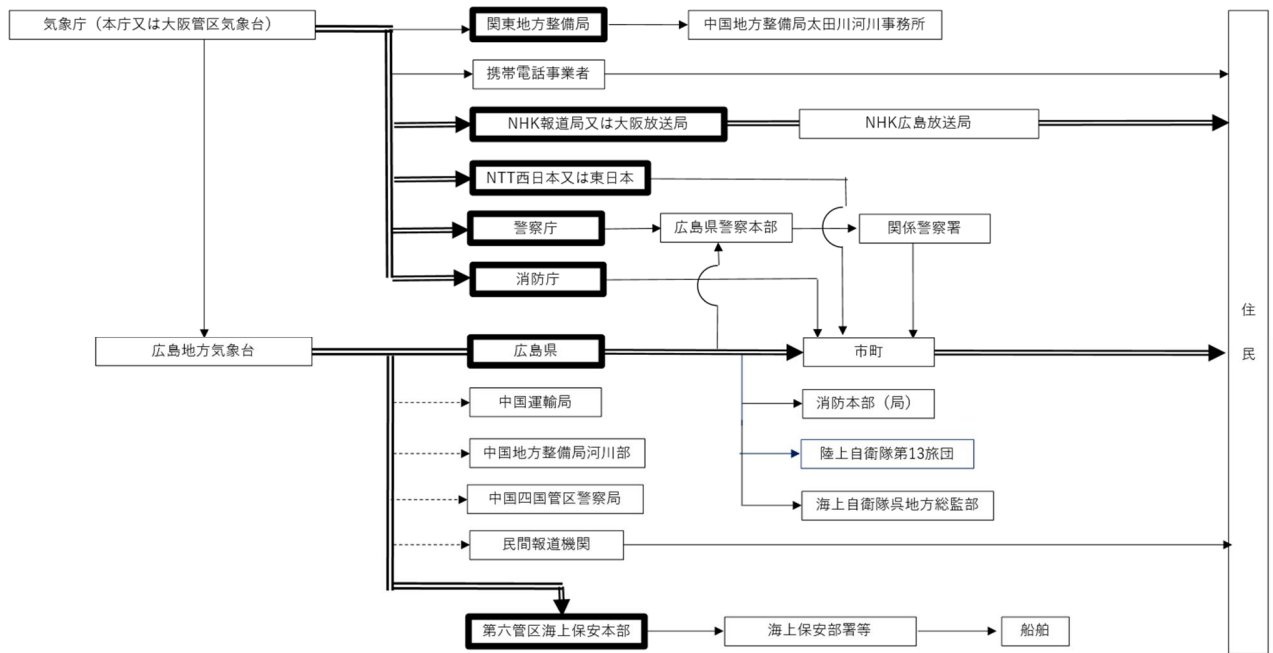
	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
		(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	
	震源・震度情報	震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。
		津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
		緊急地震速報(警報)発表時	-
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)			
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

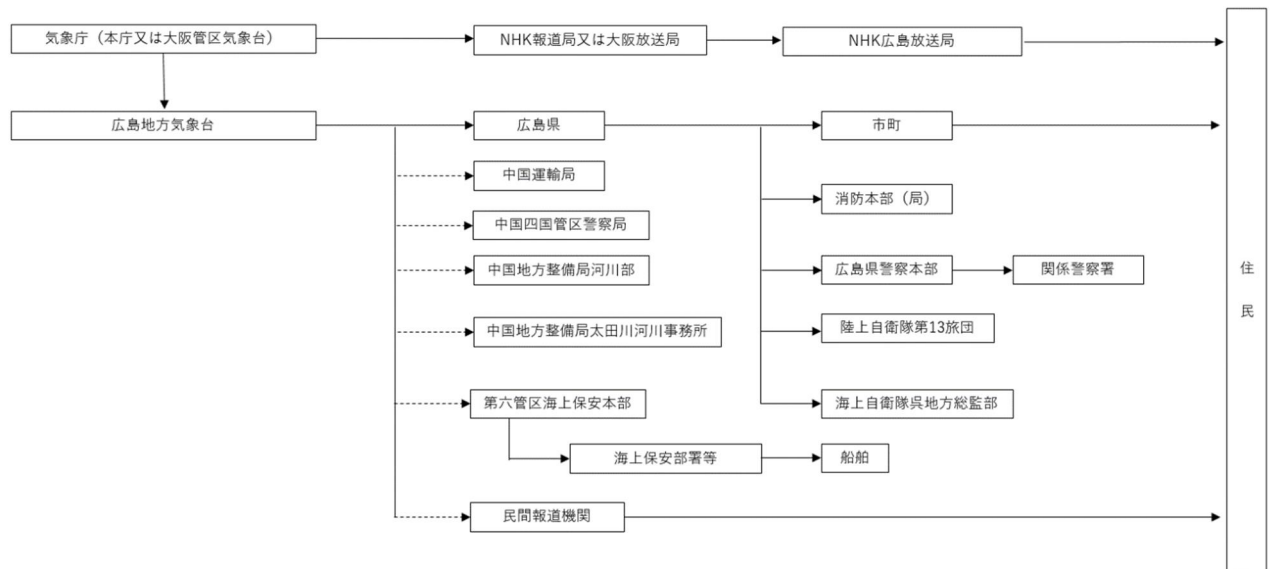
(4) 津波警報等の伝達経路

ア 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



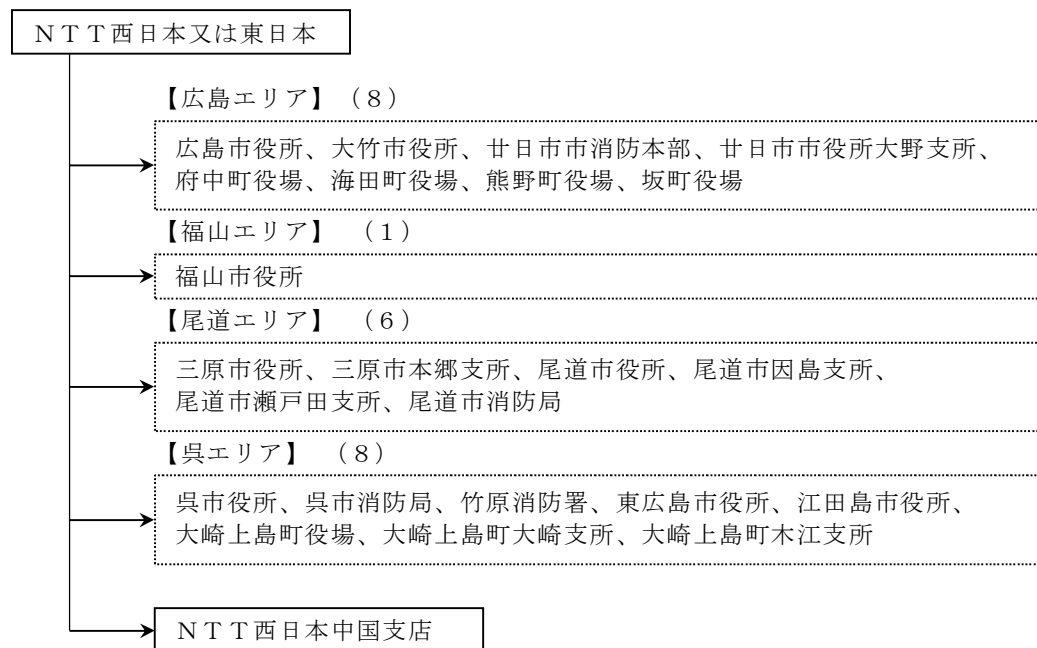
- ・ 太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- ・ 二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別刑法の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- ・ NHK 広島放送局は津波警報が発表されたときに、「緊急警報信号」を発信する
- ・ NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない
- ※1 あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する。
- ※2 あらかじめ定められた通信系統の障害により NHK 報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台が NHK 大阪放送局に代替手段により通知する。
- ・ 広島地方気象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。

イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線(気象庁本庁からの伝達経路も含む)、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。
 2 民間報道機関は、(株)中国放送・(株)中国新聞社である。

ウ NTT西日本は、次の経路により大津波警報・津波警報を関係市町に伝達する。



※ ファクシミリ網による一斉同報方式

(5) 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、沿岸地域の市町は、震度4以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

ア 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立しておくこと。

イ 市町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震

発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。
(参考) 気象業務法施行令第10条の規定により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった地の市町長は、津波警報を発表することができる。

(6) 緊急地震速報が発表された場合の措置

市町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

(7) 居住者等への情報の伝達

県及び沿岸市町は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。この場合において、居住者等が具体的に取るべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、同報無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声子局、サイレン、電光掲示板等により伝達する。

ウ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行うものとする。

(8) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達
各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(9) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

(10) 情報の伝達方法

沿岸市町は、津波警報等及び情報の伝達手段として、防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図るものとする。この場合において、高齢者や障害者等の災害時要配慮者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

(1) 指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 市町長の措置

(ア) 市町長は、火災、がけ崩れ、土石流、津波等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

(イ) 市町長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合は、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚地により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。

(ウ) 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

イ 警察官及び海上保安官の措置

警察官及び海上保安官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町長が措置を行ういとまがないとき又は市町長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

エ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。

(イ) 災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町の市町長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

(2) 避難指示等の内容

市町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示等の発令理由
- ウ 避難先及び避難経路
- エ 避難の方法及び携行品
- オ その他必要な事項

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線(同報系)、災害情報共有システム(Lアラート)、広報車、半鐘、サイレン、テレビ(ワンセグを含む。)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(登録制メール、緊急速報メールを含む。)、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、劇場、百貨店、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市町長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

- ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、沿岸市町は避難地、避難路等を示す津波ハザードマ

ップ作成を行い、住民等に周知するものとする。なお、市町の津波ハザードマップ作成にあたって、県は必要な情報の提供を行うこととする。

(2) 避難場所・避難路の選定

ア 基本原則

沿岸市町は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行うものとする。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮するものとする。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、本県で想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難場所・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

(ア) 避難場所

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）
- b 十分な地盤標高を有すること。
- c 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから更に避難できる場所があること。
- f 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること）。
- g 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(イ) 津波避難ビル

津波避難ビルの選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してRC（鉄筋コンク

リート)又はSRC(鉄筋鉄骨コンクリート)構造であること(津波の高さや地域の状況によっては2階建ても選定できる)。

- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地(畑や山林等)を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等(津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段)を整備しておく必要がある。

(ウ) 避難路

避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策(例えば階段等の設置)が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。(海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。)
- f 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

(3) 津波避難計画の作成

沿岸市町は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(4) 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

ア 市町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市町長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ決めておくものとする。

エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

(4) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、市町との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、市町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

(5) 各計画主体における安全確保対策

各計画主体は、推進計画に必要な安全確保対策を明示する場合には、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨を記載するものとする。

5 避難津波発生時の誘導応急対策

(1) 避難指示の発令

ア 発令基準

次の場合において、市町長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

(ア) 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

(イ) 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくり

りとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

(ウ) 気象業務法施行令第10条の規定により市町長が自ら津波警報等をした場合

イ 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

ウ 指示の内容

市町長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難指示の発令理由
- (ウ) 避難先及び避難路
- (エ) 避難の方法及び携行品
- (オ) その他必要な事項

エ 解除の基準

次の場合において、市町長は、避難指示を解除する基準を定める。

- (ア) 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
- (イ) 気象業務法施行令第10条の規定により市町長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

オ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

カ 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

(ア) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市町は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市町と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

(イ) 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、大津波警報・津波警報・津波注意報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、県内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

県、市町における地震・津波災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 県

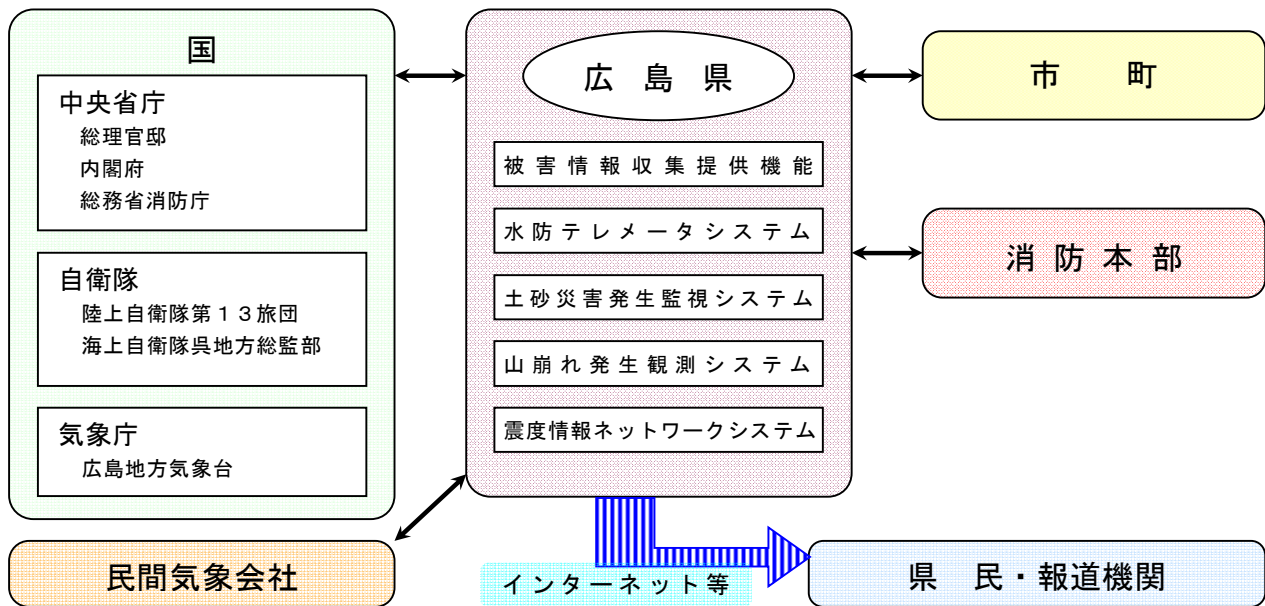
ア 情報の収集手段

- (ア) 市町からの電話、Web 会議システム等による報告
- (イ) ヘリコプターによる上空からの報告（ヘリコプターテレビ等）
- (ウ) 県警察本部からの電話、警察システムとの連携等による報告
- (エ) その他関係機関からの電話等による報告
- (オ) 広島地方気象台からの通報
- (カ) 中国電力のホットラインの活用
- (キ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (サ) 広島県防災情報システムの活用
- (シ) 市町情報収集連絡員からの報告
- (ス) SNS 等の活用

イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、Web 会議システム等による伝達
- (イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (ウ) 消防防災無線や衛星通信による総務省消防庁及び各都道府県への伝達
- (エ) 中国電力のホットラインの活用
- (オ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (カ) 報道機関への放送依頼（多言語による災害情報の提供）
- (キ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (ク) 広島県防災情報システムの活用
- (ケ) SNS 等の活用

広島県防災情報システムの概念図



(2) 市町

ア 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) 市町防災行政無線による収集
- (エ) 地元消防機関、警察署からの電話等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (キ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県防災情報システムの活用
- (サ) Web 会議システムの活用
- (シ) SNS 等による情報
- (ス) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- (イ) 市町地域防災無線の活用
- (ウ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) コミュニティ FM、CATV の活用
- (オ) 登録制メール、緊急速報メールの活用
- (カ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (キ) Web 会議システムの活用
- (ク) SNS 等の活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（県災対本部を設置していない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前記(ア)の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）に通報するとともに、関係のある県各局（部）課（室）を経て県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（総務省消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

県は、市町からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行うとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。

なお、県が国（総務省消防庁）へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (b) 県又は市町が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (d) 気象業務法第13条の2に規定する津波に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

(a) 地震

- ① 地震が発生し、県又は市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- ② 人的被害又は住家被害が生じたもの

(b) 津波

- ① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- ② 津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

c 社会的影響基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

(ウ) 前記(ア)の通報を受けた県地方機関は、速やかに応急対策を実施するとともに、関係のある県各局（部）課に報告し、必要に応じて県各局（部）課は県危機管理監に報告する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

県危機管理監は、必要と認めた場合は、関係のある他の災害応急対策責任者に通報するとともに、関係各課を経て県地方機関に通知する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

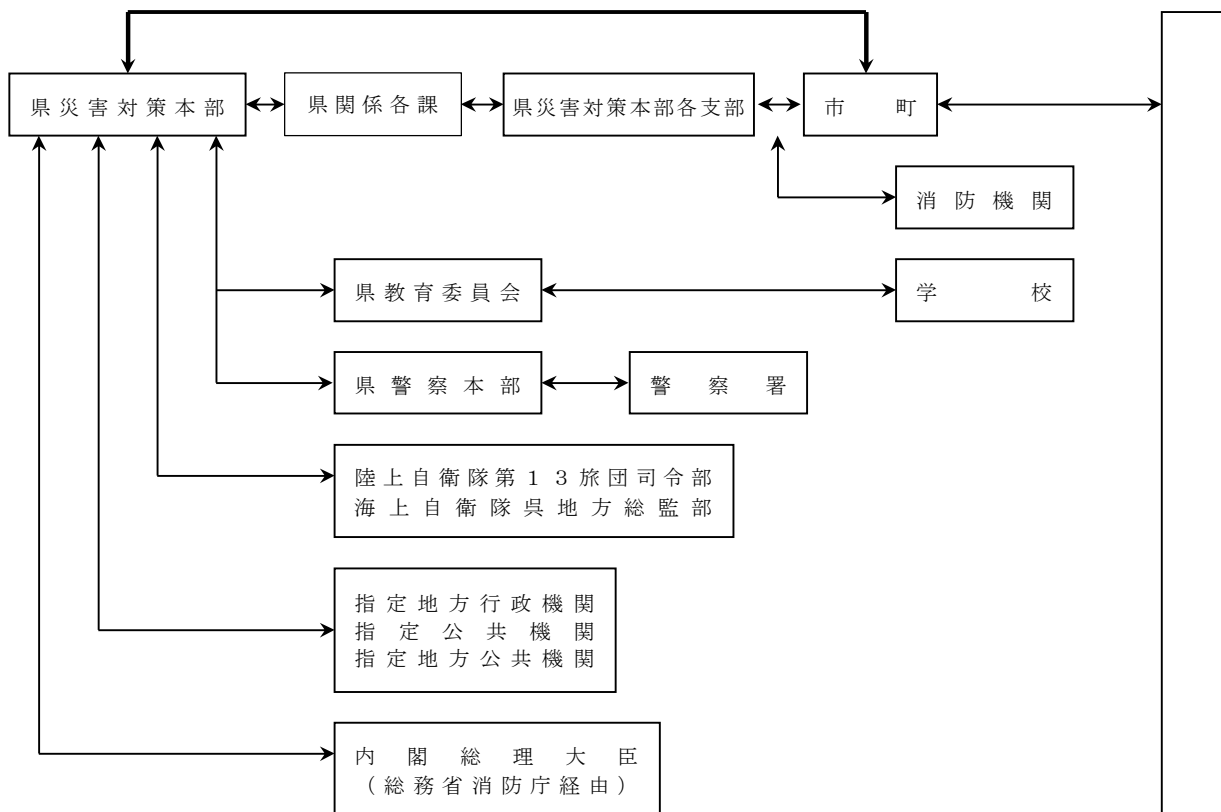
前記ア、イの経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは、関係のある民間団体に通報する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 災害対策本部を設置した場合の経路

災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

また、市町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものと及び前記b（b）のうち、死者又は行方不明者が生じたものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

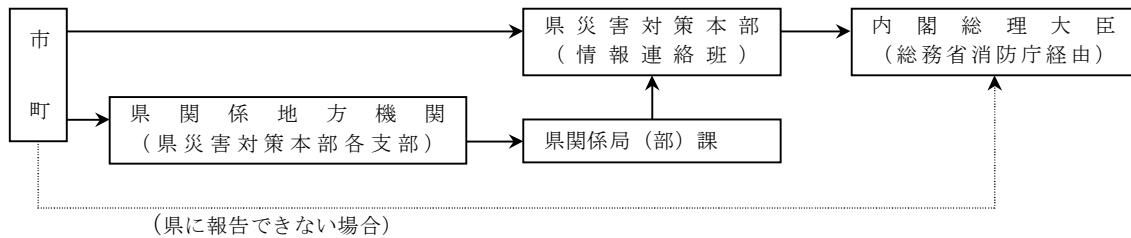
県及び市町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。)



※ 内閣総理大臣への報告先 (以下この節において同じ)

総務省消防庁

回線別	区分	平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101~49103
	FAX	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	FAX	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 地震発生報告の処理

災害対策本部(災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監)は、報告の内容を関係各課に連絡するものとし、連絡を受けた関係各課は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町(当該市町が消防の事務を処理する一部事務組合の構成市町である場合は、当該一部事務組合をいう。以下この項において同じ。)は直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市町の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

オ 県に報告することができない場合の災害発生報告

市町が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣(総務省消防庁経由)とする。

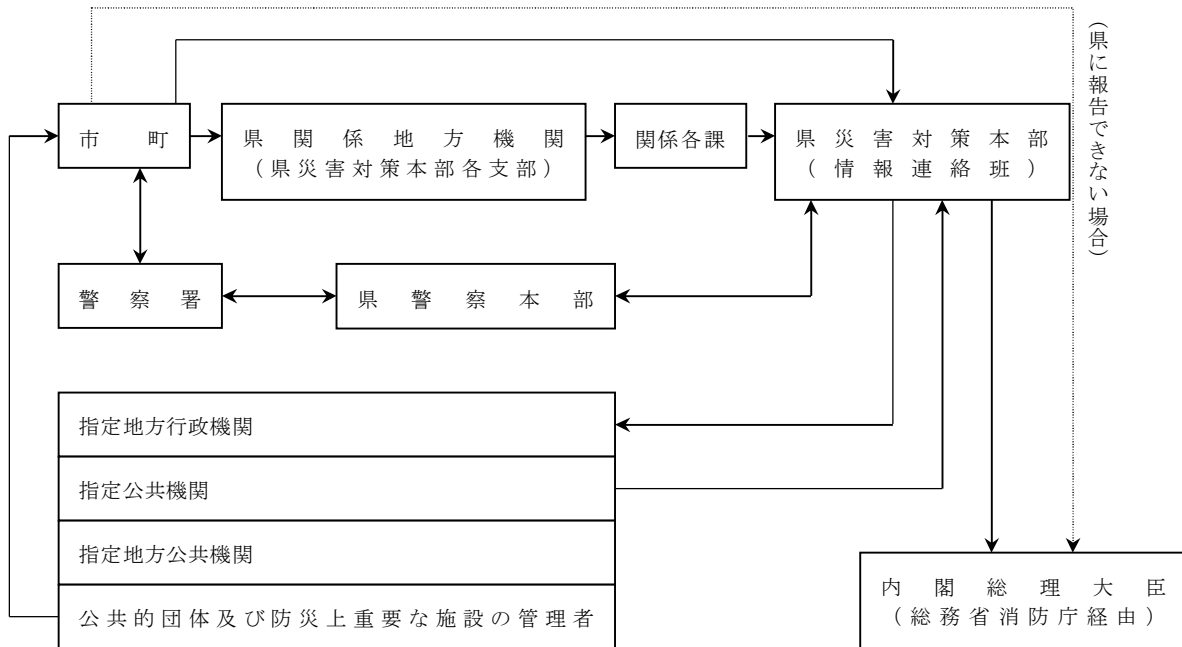
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告等

(ア) 市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 地震発生直後については、県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、市町等から収集した情報及び自ら把握した被害規模に関する概括的な情報を総務省消防庁へ報告する。

(ウ) 県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、前記アの災害発生報告及び被害状況報告に基づき、定期的に被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

(エ) 被害状況取りまとめの結果は、基本法第53条第2項の規定により、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）に報告するほか、必要に応じて政府及び関係機関の援助を要請するための報告を行う。

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

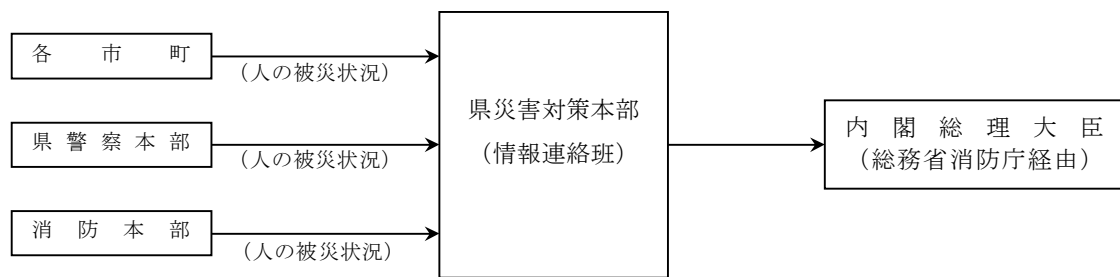
市町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。
 エ 人の被害についての即報

各市町、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



《参考 広島県震度情報ネットワークシステムの概要》

システムの概要

- 県内に設置されている計測震度計等から、震度情報が市町や消防本部などで表示・印字されるとともに、県庁に送信されます。
- 県庁では、県内で観測した震度情報を収集するとともに、自動的に総務省消防庁、広島地方気象台、全市町及び県警本部に震度情報を送信します。
- また、広島県防災情報システムを通じて、県建設事務所・支所等にも情報を提供しています。

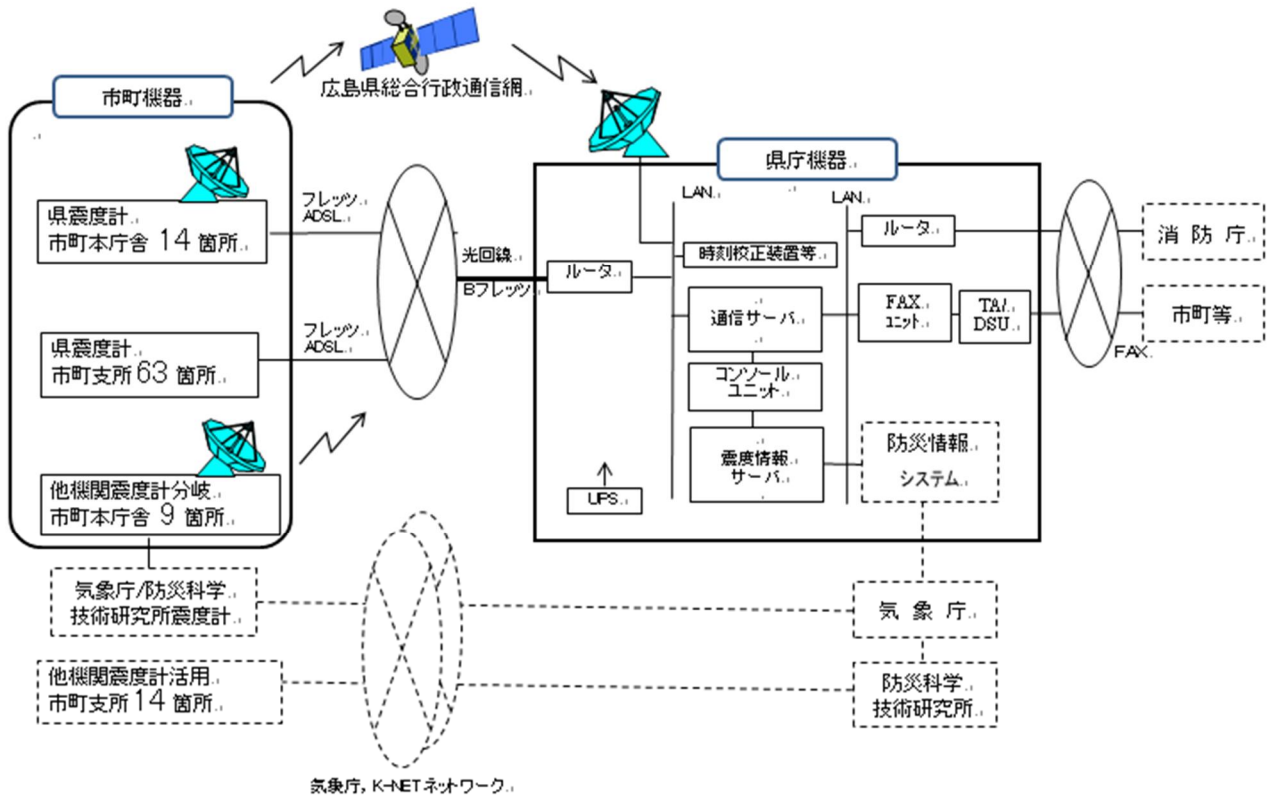
導入効果

- 広域応援体制の確立
県内全域の震度分布から被害地域を推定し、早期に県内のみならず広域の応援体制をとることができます。
- 調査研究分野への活用
地震波形及び地震継続時間を蓄積し、地震に対する調査研究に活用できます。

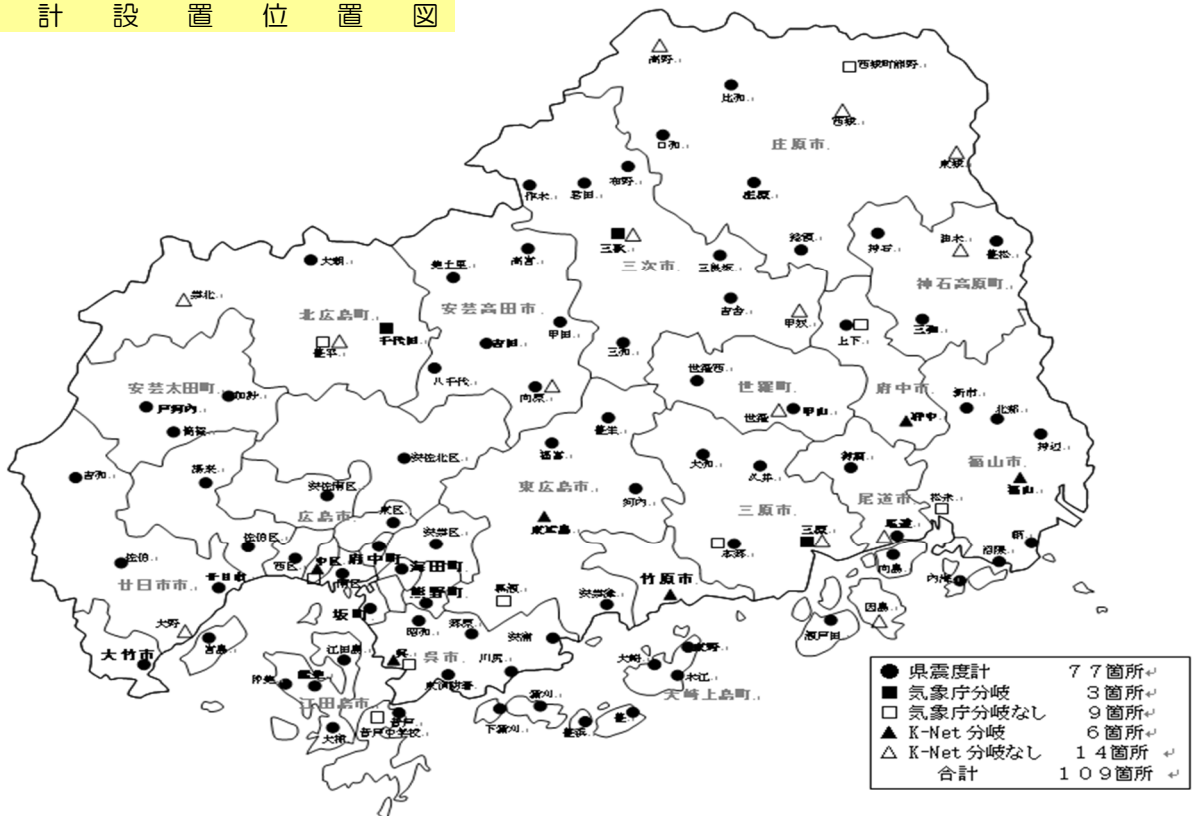
システムの特徴

- 県の設置する計測震度計の他、気象庁及び防災科学技術研究所の設置する計測震度計等の活用により、平成の大合併前の市区町村単位で震度情報を把握しています。
- 市町観測点と県庁間の回線を、地上系と衛星系の二重化を図ることにより、データ伝送路の保証を行っています。
- また、地上系回線では、地震発生時の電話回線の輻輳による、震度情報の不達のリスクを低減するため、NTTフレッツVPN網を活用し、常時接続化を図っています。
- すべての観測点で、震度計設置環境基準（平成21年10月、気象庁）に従って計測震度計を設置しており、正確な震度観測を実施しています。

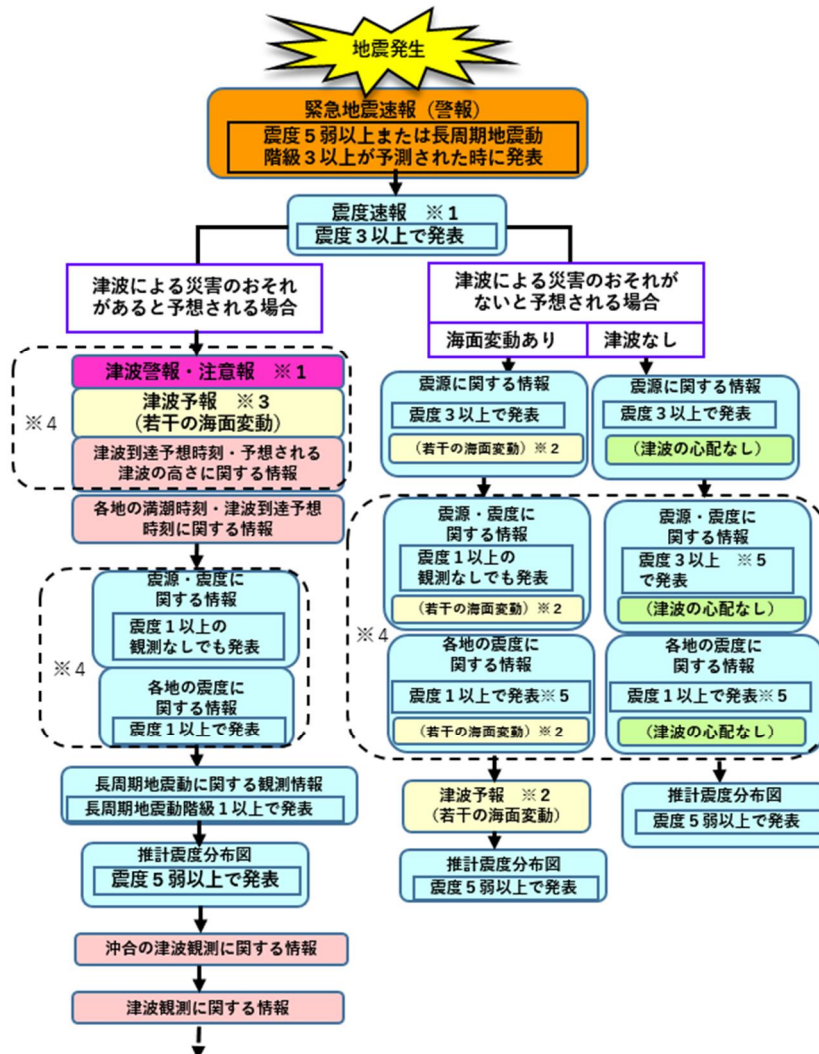
広島県震度情報ネットワークシステムの構成



広島県震度情報ネットワークシステム
震度計設置位置図



[地震・津波に関する情報発表の概念図]



- ※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。
- ※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発信する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の進捗に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が增多する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに增多する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「Web171」などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
	安否不明者	当人と連絡が取れず安否がわからない者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 水 産 業 施 設	海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流出埋没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
そ の 他	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

その他	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害	るかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 等 施 設 被 害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
そ の 他	各項に該当しない被害とする。	
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。	
被 害 総 額	物的被害の概算額とする。（千円単位）	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

第2項 通信運用計画

1 方針

県、市町及びその他防災関係機関は、地震・津波発生時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

県及び市町は、広島県総合行政通信網の活用により、地震・津波発生時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申 込 先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

(2) 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申 込 先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の

迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常無線通信を発信する。

なお、市町においては、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

(2) 県庁統制局の代替機能の確保

地震・津波による被害により、県総合行政通信網の県庁統制局が使用できなくなった場合に備えて、代替通信機能の確保に努めるものとする。

(3) 防災相互通信用無線局の使用

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。

ア 設置状況

中国地方における防災相互通信用無線局の設置は、中国管区警察局、中国地方整備局、第六管区海上保安本部の各地方機関及び中国地方各県の自治体の一部である。

イ 通信方法

各無線局を防災相互通信用のチャンネルに切り替える。ただし、この使用は通信相手も同様のチャンネルにしておく必要がある。

(例) ぼうさいひろしま 117 の場合

チャンネル1 (通常) をチャンネル2 に切り替える。

(4) アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信(個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信)は、通常時は禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、県及び市町は、非常通信として、これを活用することを図るものとする。

ア 県

県は、広島県アマチュア無線赤十字奉仕団及び社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部に対して、災害時における非常通信の協力を依頼する。

イ 市町

市町は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

(5) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備(携帯電話)等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

(6) 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

(7) 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災行政無線を、県と総務省消防庁等を結ぶ消防防

災無線等を、地震・津波災害時の情報連絡手段として利用する。

5 通信施設の応急対策

(1) 公衆通信

N T Tグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(2) 専用通信

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(3) 放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放

送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

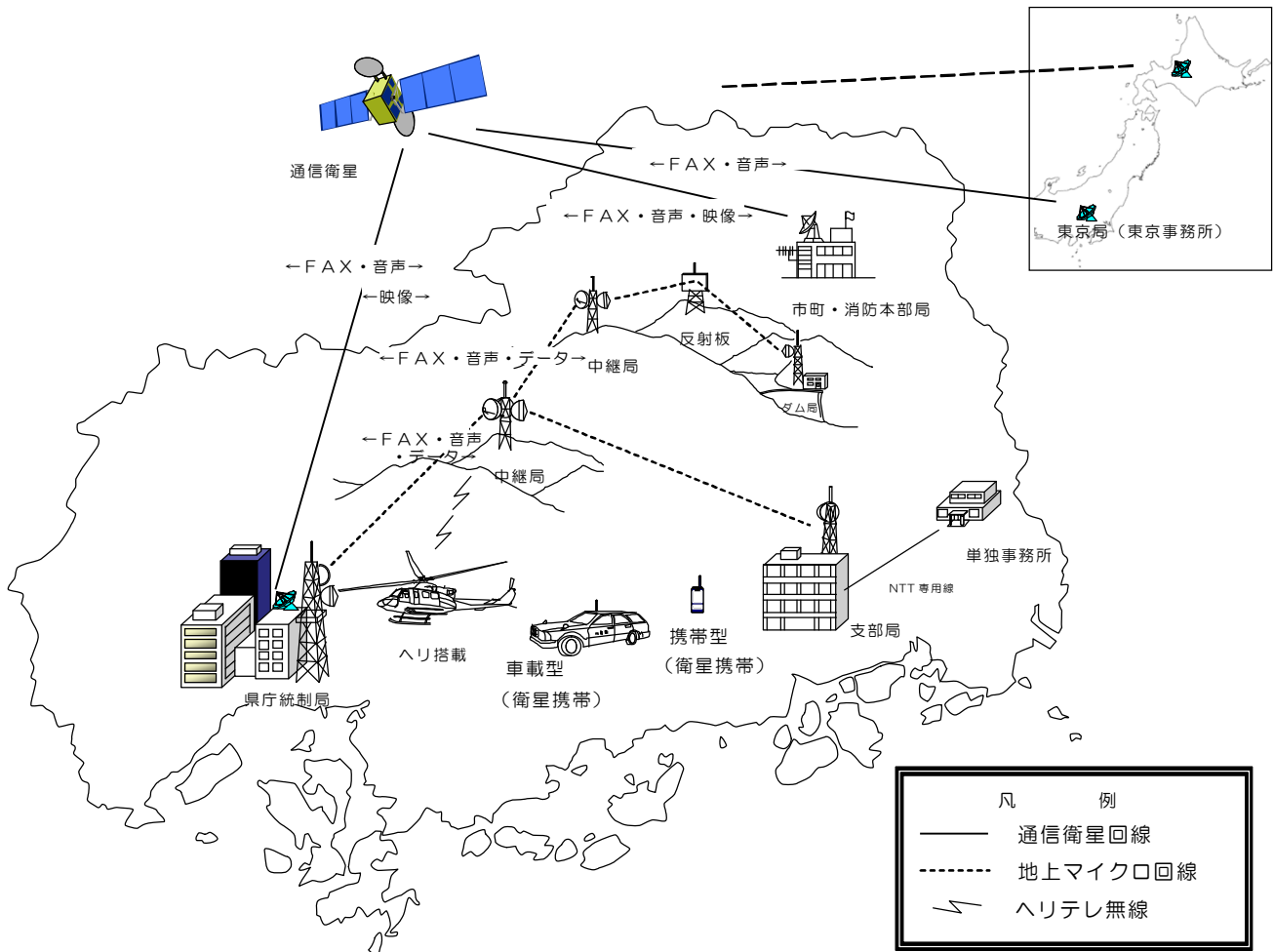
県及び市町は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。

また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

県及び市町は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に発電機等の貸与を要請する。

広島県総合行政通信網イメージ図



【システムの概要】

- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入、県庁と支部局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
- ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
- ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
- ◇通信機器は、二重化と無停電、無瞬断方式を採用し、高信頼性を確保する。
- ◇電話、FAX、データ、画像などさまざまな情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
- ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
- ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
- ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

本計画第3章の1第4節「ヘリコプターによる災害応急対策」で定める。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

本計画第3章の1第5節「災害派遣・広域的な応援体制」で定める。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

地震・津波による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び津波等により多数の要救出者が発生した場合には、市町、県、県警察、第六管区海上保安本部及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、市町（消防機関を含む。）の長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上における救出

(1) 市町

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 市町による救出が困難なときは、速やかに警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする期間

（ウ）応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ）応援を必要とする区域及び活動内容

（オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

第3章の1第5節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」による。

エ 救護機関及び県警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

ア 知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

（ア）他の市町長に対し応援を指示する。

（イ）自衛隊に対し派遣を要請する。

（ウ）救出活動の総合調整を行う。

イ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「災害救助法適用計画」による。

(3) 県警察

地震・津波災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は市町及び県から要請があった場合には、市町及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助

イ 消防機関及び救援機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動

エ 救出救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、市町等は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業者内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り、市町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣計画」による。

3 海上における救出

(1) 市町長及び市町の消防長

市町長及び市町の消防長は、関係機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

(2) 第六管区海上保安本部

海難救助等を行うに当たっては、地震・津波災害の規模等に応じて合理的な計画をたて、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて、民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等により、その捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 救助・救急活動等にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

(3) 県警察

海上における被災者に対して、県警察は第六管区海上保安本部、市町及びその他防災関係機関と連携協力し、次の措置を講ずる。

ア ヘリコプター等による被災者の発見、救出・救助

イ 行方不明者がある場合は、沿岸の関係警察等への発見を求める手配

(4) 自衛隊

第3章の1第5節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」による。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調

整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療、救護計画

1 方針

地震・津波のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。
- (4) 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。
- (5) 県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

(1) 県

ア 地震・津波災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ EMISの活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

- オ 県内 DMAT での対応が困難な場合、統括 DMAT の判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県 DMAT の派遣を要請する。
- カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。
- キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DPAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DPAT の指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- ク 県内 DPAT での対応が困難な場合、広島 DPAT 統括者の判断を踏まえ、DPAT 事務局へ他都道府県 DPAT の派遣を要請する。
- ケ 県は必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。
- コ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- サ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及び DPAT の派遣を行う。
- シ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- ス 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- セ 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

（2）市町

- ア 市町長は、地震・津波災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ 市町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市町長が実施責任者となる。
- エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

(7) 広島県歯科医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(8) 広島県看護協会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(9) 災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内 DMAT 及び参集する院外 DMAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入や DMAT の派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院が DMAT 活動拠点本部となる場合には、統括 DMAT を受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DMAT の支援の下で医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報を EMIS への登録などにより提供する。

(10) 災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内 DPAT 及び参集する院外 DPAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入や DPAT の派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院が DPAT 活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DPAT の支援の下で精神科医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報を EMIS への登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

(1) 県

ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保険医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事

コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、DPAT、広島 JRAT（広島災害リハビリテーション推進協議会）、DWAT、歯科医療救護班の派遣・要請を行う。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動及び傷病者の搬送を要請する。

カ 急性期医療（DMAT 等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。

キ DWAT の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DWAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DWAT の指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

ク 県内 DWAT での対応が困難な場合、広島 DWAT 統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県 DWAT の派遣を要請する。

ケ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものとする。

（2）市町

ア 市町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定により知事が委任した場合は、市町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成 18 年 12 月 14 日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

ア 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広

広島医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながら JMAT による支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

(7) 広島県歯科医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(8) 広島県薬剤師会

県又は市町の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(9) 広島県看護協会

ア 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

イ 他の都道府県等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県からの災害支援ナースの派遣に係る調整を行うとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

(10) 災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMAT の派遣や医療救護活動を継続実施する。

ウ 自院が DMAT 活動拠点本部となっている場合には、統括 DMAT の指示のもと、医療救護活動を継続実施する。

エ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT 活動拠点本部を撤収する。

オ 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

(11) 災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPAT の派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。

ウ 県 DPAT 調整本部が DPAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPAT 活動拠点本部を撤収する。

エ 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

4 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

ウ 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括 DMAT、DMAT 隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括 DMAT 等が参画し、情報収集や DMAT、医療救護

班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

エ 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMAT・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

ア 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

イ 広域医療搬送の要請を受けたDMATは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。

ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

ア 統括DMATが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

イ 県DMAT調整本部がDMAT活動の終了を判断した時は、DMAT県調整本部を解散する。

ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。

エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

イ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

ア 市町は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

ウ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて

実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

(2) DPAT の派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する DPAT を被災地に派遣する。

イ DPAT が不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPAT の編成及び派遣を求める。

ウ DPAT の派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

(1) 災害発生後初期段階への対応

市町及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。また、県は、重篤患者の救命に必要な医療資機材等については、特に災害拠点病院・協力病院への備蓄を推進するものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

(2) 地震・津波発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、県は、前記（1）の場合も含め、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は医療機関及び市町等からの要請があった場合は、関係業者等から速やかに調達できるよう努めるものとする。

(3) 救援医薬品等の集積

県は、被災地外からの救援医薬品等について、専用の集積場所を指定するものとする。

6 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

7 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1 方針

市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）は、地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。県は、これら市町等の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 市町等は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 市町等は、次の事項について、津波時の浸水想定を勘案し、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防長は、関係機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

消防長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

（1）火災予防措置

LPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

（2）火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

（3）災害拡大防止措置

LPガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察及び消防機関等関係機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

5 相互応援協力体制の整備

市町等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 広域災害発生時における県の措置

（1）知事は、地震・津波災害が広域に及び、市町において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。

（2）知事は、地震・津波災害が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。

（3）知事は、地震・津波による災害が拡大し、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援等について要請する。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

なお、応援要請先及び連絡方法は、次のとおりである。

総務省消防庁

回線別	区 分	平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消 防 防 災 無 線	電 話	7-90-49013	7-90-49101~49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

7 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は地震・津波発生時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 河川、海岸、ダム、ため池等の管理者

ア 地震・津波の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による津波や洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、その旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 河川、海岸、ダム、ため池、水門、樋門及び防潮扉等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震・津波発生後直ちに区域内の河川、海岸、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門、こう門及び防潮扉（以下「防潮扉等」という。）の操作その他適宜に水防活動を行う。

3 津波、高潮対策

防潮扉等の管理者、水防管理団体、県は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

(1) 防潮扉等の管理者等

ア 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

イ 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(2) 水防管理団体

ア 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

イ 水防に必要な資機材の点検整備

ウ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

エ 水防管理団体相互の協力及び応援

(3) 県水防本部

ア 水防非常配備のための招集体制の確立

イ 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的援助

4 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物資（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震・津波の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して、必要な指導を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

2 危険物災害応急対策

関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

(1) 市町

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

(ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 異常が認められた施設の応急措置

イ 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 県

関係機関と密接な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(3) 県警察

危険物に係る火災等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(イ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇等による応急防除

(ウ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

- (エ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- (オ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- (カ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

関係行政機関は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

(1) 市町

施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消火活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(2) 県（県から事務を移譲された市町を含む）、中国四国産業保安監督部

関係機関と連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止又は火薬類の運搬停止等の緊急措置を講ずる。

(3) 県警察

高圧ガスの漏出、火災、爆発及び火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス及び火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合には、消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(イ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

(ウ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

4 毒物劇物災害応急対策

関係行政機関は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

(1) 市町

県、保健所、警察署及び消防本部と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置を行い災害の発生及び拡大等を防止する。

ア 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

イ 保健所を設置する市は、管轄の毒物劇物取扱施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。

- (ア) 毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置
- (イ) 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

(2) 県

関係機関と密接な連携をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置及び流出漏洩事故等の発生した場合は、その事業所に対し、当該毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 県警察

毒物劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合、又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

- ア 負傷者の救出及び救護
- イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限又は禁止等の措置
- ウ その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- (ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- (イ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- (ウ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- (エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- (オ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

本計画第3章の1第7節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」で定める。

第8節 避難生活及び情報提供活動

本計画第3章の1第8節「避難生活及び情報提供活動」で定める。

第9節 救援物資の調達・供給活動

本計画第3章の1第9節「救援物資の調達・供給活動」で定める。

第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

本計画第3章の1第10節「保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動」で定める。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

本計画第3章の1第11節第1項「公共施設等災害応急復旧計画」で定める。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

(1) 一般ガス導管事業

ア 実施責任者

一般ガス導管事業者

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導

管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舍と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、資材メーカーに融通を依頼する。

オ 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) ガス小売事業

ア 実施責任者

ガス小売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

(3) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を超える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第3項 その他施設災害応急対策計画

本計画第3章の1第11節第3項「その他施設災害応急対策計画」で定める。

第4項 廃棄物処理計画

本計画第3章の1第11節第4項「廃棄物処理計画」で定める。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

本計画第3章の1第11節第5項「有害物質等による環境汚染防止計画」で定める。

第12節 ボランティアの受入等に関する計画

本計画第3章の1第12節「ボランティアの受入等に関する計画」で定める。

第13節 文教計画

本計画第3章の2第13節「文教計画」で定める。

第14節 災害救助法適用計画

本計画第3章の2第14節「災害救助法適用計画」で定める。